

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」

※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。

資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
1	調達仕様書	2	1.2 更改における考慮事項	「また本システムにおいては、ローコード開発プラットフォームを積極的に採用し、システム開発・改修に掛かるリードタイム短縮を図る。」 上記文章を追記いただくよう意見いたします。	御意見を踏まえ、修正します。
2	調達仕様書	3	また、システムの刷新に当たっては、クラウド・パイ・デフォルト原則を徹底し、クラウドサービスを利用した基盤整備を行う。	以下の文章への変更を意見します。 「また、システムの刷新に当たっては、クラウド・パイ・デフォルト原則を徹底し、SaaSを前提とし、必要に応じてPaaS、IaaSを組み合わせたクラウドサービスの基盤整備を行う。」	御意見を踏まえ、修正します。
3	調達仕様書	4	加えて、システム構成をオンプレミスからクラウドサービス（SaaS）に切り替えることで、システムの運用・保守に要する負担を軽減する。	以下の文章への変更を意見します。 「加えて、システム構成をオンプレミスからクラウドサービス（メインシステムはSaaS）に切り替えることで、システムの運用・保守に要する負担を軽減する。」	御意見を踏まえ、修正します。
4	調達仕様書	4	追加提案	以下の文章の追記を意見します。 また現行システムにおいては、法改正等で改修が発生した場合、その改修に時間を要したことや、電子申請の拡充を図ることから、次期システムにおいては、ローコードソリューションを積極的に採用し、システム改修の迅速化を図る。	御意見を踏まえ、修正します。
5	調達仕様書	5	1. 7 作業スケジュール 作業スケジュールは次の図のとおりである。 【図1-2 本業務の作業スケジュール】	スケジュールがかなりタイトであると考えます。設計着手前の要件確認の工程も含め、優先機能の実装において少なくとも+2ヶ月の延伸をお願いしたくご検討のほどお願い致します。 特に暗号化の範囲の検討、対応は、時間を要するものと思われるので、スケジュール重視の場合は、暗号化の要件の取り下げ、あるいは時間的猶予を持った対応の検討をお願い致します。 また、データ移行については設計完了後に移行元となるデータの準備、リハーサル、本番移行をスケジュールする上で、あまり余裕のない期間と考えます。 については、直近1年のデータ移行を先行し、それ以前のデータは時間猶予を頂いた中で順次移行を行うなどの計画も許容いただけるよう検討をお願い致します。	現行システムの保守は令和5年9月に終了するため、運用開始時期の変更は困難となります。一方で、作業スケジュールに余裕を持たせられるように、各機能のリリース時期を見直します。 暗号化の対象は申請の添付ファイルのみとなります。 データ移行についても、現行システムの運用開始時期の変更と同様に、対象の見直しや期間の変更は困難です。なお、要件定義書 4. 1.3 移行に関する事項に記載のとおり、「RIファイルシステム内の過去の申請等」は1年以内に移行することで問題ありません。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
6	調達仕様書	5	図1-2 データ移行	データ移行のために現行システムの利用停止を許容できる期間をどのぐらいと想定されているか。想定期間が定まっている場合は補記いただきたい。	現時点では、土日を含め最大で7日間の停止を許容可能です。具体的な停止期間については、移行計画において、協議の上決定することを考えております。
7	調達仕様書	6	初年度のみ構築完了時点で提出	当該完了時点とは、優先機能の実装完了時をさしているのか確認させていただきたい。	御認識のとおりです。
8	調達仕様書	7	要件定義や設計のとおり構築されたか評価を行う「検証」だけでなく、構築されたシステムがプロジェクト本来の目的を満たしているか評価する「妥当性確認」も行うこと。	総合テストや受入テスト（PJMO）と別に行う「妥当性確認」について、このINPUTは何になりますでしょうか。（何を元に確認しますか）	御指摘を踏まえ、明確にするよう修正します。
9	調達仕様書	7	プロジェクト本来の目的を満たしているか評価する「妥当性確認」も行うこと。	「妥当性確認」とは、調達仕様書 P.4に記載の「システム側で形式等のチェックを行う機能を具備することで、業務の効率化を図る」を確認するものと想定する。確認方法は、総合テストまたは受入テスト等で、ユーザビリティテスト（貴庁職員による申請入力時間比較による定量評価、アンケート回収による定性評価等）を想定されているか。	御指摘を踏まえ、明確にするよう修正します。
10	調達仕様書	8	(エ)受入テスト支援	本項において受入テスト支援とありますが、P5 1.7作業スケジュールにおいては、受入テスト期間が明示されていません。こちらはテスト期間（令和5年度8月～9月）に含まれるのでしょうか？	御認識のとおり、テスト期間（令和5年度8月～9月）に受入テストを実施する想定です。なお、受入テストの期間は最大2週間程度を想定していますが、テスト計画において協議の上決定することを考えております。
11	調達仕様書	9	請負者の責任と負担により現行システムの運用業務の受注者に再委託の上	請負者へ再委託時の負担を求める表現となっておりますが、現行システムの運用者がデータ移行におけるデータ抽出に必要な費用の目安を提示頂くか、上限額を決めておく必要があると考えます	御意見を踏まえ、修正します。 なお、移行データの抽出については、当庁が現行システムの運用事業者へ依頼して実施します。
12	調達仕様書	9	・データ移行作業に支障を来すおそれがあるとPJMOが判断した際は、請負者の責任と負担により現行システムの運用業務の受注者に再委託の上、作業を実施すること。 ・データ移行作業中に現行データの欠損が生じた場合には、請負者の責任と負担により現行システムの運用業務の受注者に再委託の上、データ復旧作業を実施する	データ移行作業において、現行システムの運用業務の受注者への再委託が必要な条件が曖昧で、再委託が必要か判断ができません。 請負者からの再委託ではなく、規制庁様からの委託にて対応いただくよう検討をお願い致します。 あるいは、請負者からの再委託の必要性について明確に記載いただくよう検討をお願い致します。	御意見を踏まえ、修正します。 なお、移行データの抽出については、当庁が現行システムの運用事業者へ依頼して実施します。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
13	調達仕様書	11	移行実施報告書の納品期日が令和5年10月末	移行実施報告書の納品期日が令和5年10月末となっております。PJMOの結果判定を受けての10月から運用・保守が開始の理解でしたが、そうすると10月1箇月は現行システムも並行稼働となりますでしょうか。	移行実施結果報告書の納品日は、令和5年9月末とします。なお、現行システムの並行稼働は想定していません。
14	調達仕様書	15	【図5-1 業務の実施体制例】の図内	実施体制例の記載がございますが、工程管理事業者の記載は不要でしょうか。	御意見を踏まえ、修正します。
15	調達仕様書	15	遂行責任者は、運用管理システムと同規模以上の設計・構築の遂行責任者としての経験を3件以上有すること。また、3件のうち1件は1つのシステムでクラウドサービス（SaaS）の設計開発及び運用保守の全てにおいて責任者としてシステムライフサイクル全体の業務を統括した実績を証明すること。	SaaSに限定しない形で、同等のクラウドサービス又は同等規模の情報システムの構築及び運用・保守を実施した実績としていただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。 本調達において、機密性が高い情報を扱うため、最低でも1件以上のSaaSの経験を有することは重要であると考えます。
16	調達仕様書	15	設計・開発チームリーダーは、本システムと同規模以上の設計・開発の経験をリーダークラスとして2件以上有すること。	「同規模以上」ではなく「同規模程度」へ変更していただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。 要件の充足性に懸念等がある場合は、公告時に改めてお問い合わせください。
17	調達仕様書	16	5. 2 作業要員に求める資格等の要件 ・設計・開発チームにおいて、リーダーは、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者であること。 (ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士	SaaSによる開発業務において、リーダには左記の資格保有が重要視される傾向になく、経験値（10年以上の情報システム設計・開発の経験者など）、当該クラウドサービスの上位認定資格とするなど資格要件の再検討をお願い致します。	御意見を踏まえ、修正します。
18	調達仕様書	16	情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者であること。	資格保有が必須となっておりますが、同等の能力を有すると変更をお願いしたいです。	御意見を踏まえ、修正します。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
19	調達仕様書	16	<p>・設計・開発チームにおいて、リーダーは、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者であること。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士</p> <p>・設計・開発チームメンバーにおいては、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下の試験区分の合格者をそれぞれ1名以上含めること。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士</p>	資格条件の変更を求めます。	御意見を踏まえ、修正します。
20	調達仕様書	16	<p>・設計・開発チームにおいて、リーダーは、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下のいずれかの試験区分の合格者であること。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士</p> <p>・設計・開発チームメンバーにおいては、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下の試験区分の合格者をそれぞれ1名以上含めること。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士</p>	<p>資格要件が厳しい場合、様々なベンダーが入札を検討する時の阻害要因になりかねないため、左記の設計・開発チームのリーダー、メンバーに関する資格要件の緩和を意見します。</p> <p>今回弊社はSaaSでの提案を予定しており、(ア)～(ウ)については、ノーコード・ローコードプラットフォームでは必ずしも資格試験の内容が合致しないこと、また、(エ)についても設計・開発チームとは別に、プロジェクトのセキュリティ及び品質を監査する独立したチームとしての提案を予定しております。</p> <p>以上のことから(ア)～(エ)の資格要件について、必要なものへの絞り込み、かつ、体制全体の中で充足すればよい、というように要件の緩和を意見します。</p>	御意見を踏まえ、修正します。
21	調達仕様書	16	<p>設計・開発チームメンバーにおいては、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下の試験区分の合格者をそれぞれ1名以上含めること。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士</p>	メンバーにおいては、資格の合格者の条件をなくしていただきたい。	御意見を踏まえ、修正します。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
22	調達仕様書	16	情報処理技術者試験のうち、以下の試験区分の合格者をそれぞれ1名以上含めること。	資格保有が必須となっておりますが、同等の能力を有すると変更をお願いしたいです。	御意見を踏まえ、修正します。
23	調達仕様書	16	<p>・設計・開発チームメンバーにおいては、情報処理の促進に関する法律に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、以下の試験区分の合格者をそれぞれ1名以上含めること。</p> <p>(ア) システムアーキテクト試験 (イ) データベーススペシャリスト試験 (ウ) ネットワークスペシャリスト試験 (エ) 情報処理安全確保支援士</p> <p>・設計・開発チームリーダーの下で、セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐する者として、以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。</p> <p>(ア) 情報処理安全確保支援士、ISACA (Information Systems Audit and Control Association) が認定する公認情報セキュリティマネージャー (CISM (Certified Information Security Manager))、又は国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定 (CISSP (Certified Information Systems Security Professional))</p>	左記に示す資格取得条件を明記しないことを推奨する。	<p>設計・開発チームメンバーにおける情報処理技術者試験に関する記載は、御意見を踏まえ、修正します。</p> <p>セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐する者の資格の条件については、御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。本調達において、セキュリティの確保は非常に重要な要件であるため、クラウドサービスでの構築においても、該当資格（または同等以上の資格）を有することは重要であると考えます。</p>
24	調達仕様書	16	<p>5. 2 作業要員に求める資格等の要件</p> <p>・設計・開発チームリーダーの下で、セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐する者として、以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。</p> <p>(ア) 情報処理安全確保支援士、ISACA (Information Systems Audit and Control Association) が認定する公認情報セキュリティマネージャー (CISM (Certified Information Security Manager))、又は国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定 (CISSP (Certified Information Systems Security Professional))</p>	<p>SaaSにおいては、クラウドネイティブなセキュリティ設計はクラウドサービス提供事業者が実施するため、設計・開発チーム下にセキュリティ専門家を配置する必要性はないものと考えます。ついては、IaaSでの提案前提の場合の要件とするなど、要件の再検討をお願い致します。また、メンバーの資格要件に (エ) 情報処理安全確保支援士の保有者を配置することが明記されているため、左記は重複しているものとも考えます。</p>	<p>セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐する者の資格の条件については、御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。本調達において、セキュリティの確保は非常に重要な要件であるため、クラウドサービスでの構築においても、該当資格（または同等以上の資格）を有することは重要であると考えます。</p> <p>「メンバーの資格要件に (エ) 情報処理安全確保支援士の保有者を配置することが明記されている」ことについては、御意見を踏まえ、修正します。</p>

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
25	調達仕様書	16	セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐するものとして、以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいる事。	小項目（ア）に記載されている資格の保有のみでは要求水準が高いため、資格を保有していない場合は、セキュリティ設計の経験などの業務経験が認められる様にする必要があると考えます。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。本調達において、セキュリティの確保は非常に重要な要件であるため、クラウドサービスでの構築においても、該当資格（または同等以上の資格）を有することは重要であると考えます。
26	調達仕様書	16	設計・開発チームリーダーの下で、セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐する者として、以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。 （ア）情報処理安全確保支援士、ISACA（Information Systems Audit and Control Association）が認定する公認情報セキュリティマネージャー（CISM（Certified Information Security Manager））、又は国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定（CISSP（Certified Information Systems Security Professional））	補佐においては、資格の合格者の条件をなくして欲しい。または、設計・開発チームリーダーが資格を有していれば問題無等へ変更していただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。本調達において、セキュリティの確保は非常に重要な要件であるため、クラウドサービスでの構築においても、該当資格（または同等以上の資格）を有することは重要であると考えます。
27	調達仕様書	16	セキュリティ設計の監督及びクラウドネイティブなセキュリティ設計を補佐する者として、以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。	資格保有が必須となっておりますが、同等の能力を有すると変更をお願いしたいです。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。本調達において、セキュリティの確保は非常に重要な要件であるため、クラウドサービスでの構築においても、該当資格（または同等以上の資格）を有することは重要であると考えます。
28	調達仕様書	16	設計・開発チームリーダー又はメンバーには、採用するクラウドサービスに係る全ての技術領域において当該クラウドサービスの認定技術者としての上位資格※又は同等の知識及び経験を有すること。 ※例として、以下のような資格が挙げられる。 ・AWS認定ソリューションアーキテクト-プロフェッショナルレベル試験 ・マイクロソフト認定ソリューションアソシエイト試験	クラウド認定技術者は、もう少し下位の資格にしたい。または、「同等の知識及び経験を有すること」を「同等の知識を有すること」としていただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。本調達において、該当資格を保有しない場合においては、知識だけではなく経験と合わせて、スキルを評価したいと考えます。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
29	調達仕様書	17	5. 2 作業要員に求める資格等の要件 ・設計・開発チームリーダー又はメンバーには、採用するクラウドサービスに係る全ての技術領域において当該クラウドサービスの認定技術者としての上位資格※又は同等の知識及び経験を有すること。	SaaSによる開発業務において、標準提供機能の設定のみで完了する機能や高度な開発技術を要するものなど作業は多岐に渡るため適材な技術メンバーを配置することで構築が可能です。メンバー全員が当該クラウドサービスの上位認定資格を持つ上級者のみによる体制とした場合、リソースの調整が困難であり、大きなコストアップにつながるようになるため、メンバーについては「リーダーには上位認定資格をもつものを配置することが望ましい。」など要件の再検討をお願い致します。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。なお、該当要件は「設計・開発チームリーダー又はメンバー」としており、メンバー全員が該当資格を保持する必要はありません。
30	調達仕様書	17	運用・保守チームリーダーは、本システムと同規模以上の運用・保守の経験をリーダークラスとして2件以上有すること。	「同規模以上」ではなく「同規模程度」へ変更していただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。 要件の充足性に懸念等がある場合は、公告時に改めてお問い合わせください。
31	調達仕様書	17	運用・保守業務チームリーダー及びメンバーには、以下の実績を有する者がいること。 (ア) 直近5年間に、業務管理者レベルの役職で、クラウドサービスを用いたシステムの運用・保守業務の実績を有すること。 (イ) コールセンターを有するシステム運用業務の実績を有すること。	(イ) の条件をコールセンターに限定しないように緩和していただきたい。 例 「(イ) コールセンターやヘルプデスクまたはサポート保守に関するシステム運用業務の実績を有すること。」	御意見を踏まえ、修正します。
32	調達仕様書	17	・運用・保守業務チームリーダー及びメンバーには、以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。 (ア) 情報処理安全確保支援士、ISACA (Information Systems Audit and Control Association) が認定する公認情報セキュリティマネージャー (CISM (Certified Information Security Manager))、又は国際情報システムズセキュリティ認証コンソーシアムが認定する情報システムのセキュリティ専門家認定 (CISSP (Certified Information Systems Security Professional)) (イ) ITIL (Information Technology Infrastructure Library) 資格認定機関が認定するITIL 認定のうち、ファウンデーション又はエキスパート。	メンバーにおいては、資格の合格者の条件をなくしていただきたい。	御意見を踏まえ、修正します。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
33	調達仕様書	17	以下のいずれかの資格と同等以上の資格を有する者がいること。	資格保有が必須となっておりますが、同等の能力を有すると変更をお願いしたいです。	御意見を踏まえ、修正します。
34	調達仕様書	17	設計・開発及び運用・保守に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、請負者の責任において用意すること。また、必要に応じてPJMOが現地確認を実施することができるものとする。	取扱う情報の性質から、業務一連の作業場所は日本国内であることを明記すべきかと存じます。	御意見を踏まえ、修正します。
35	調達仕様書	18	また、請負者の責により原子力規制庁及び関係者へ損害が生じた場合に賠償等の責任を負うこと。	損害賠償額について「契約金額（サービス商品のサービス料金相当額）を上限とする」等の上限規定を追記いただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。
36	調達仕様書	20	・本業務における成果物等について、種類、品質又は数量が契約書、本調達仕様書その他合意された要件（以下「契約書等」という。）の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）である場合、その不適合が原子力規制庁の責に帰すべき事由による場合を除き、本業務請負者は、自己の費用で、原子力規制庁の選択に従い、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下、手段を問わず総称して「履行の追完」という。）をすること。	・「原子力規制庁の責に帰すべき事由による場合を除き」の記載を、「請負者の責に帰すべき事由における場合」に修正いただきたい。 ・契約不適合について責任期間（検査完了後1年間等）を設定いただきたい。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。 なお、当庁の契約書フォーマットでは、契約不適合期間はその事実を知ったときから1年としています。そのため、通常は契約終了後1年程度となります。
37	調達仕様書	20	・請負者が原子力規制庁から相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合、原子力規制庁は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。	代金減額を原則とせず、あくまで履行の「追完」で対応とさせていただきます。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。なお、本記載は相当の期間を定めた履行の追完の催告を受けたにもかかわらず、その期限内に履行の追完を実施しない場合の対応を示したものであり、原案の記載においても追完が原則です。
38	調達仕様書	21	・請負者は、成果物等について、納品期日までに原子力規制庁に内容の説明を実施して検収を受けること。 ・検収の結果、成果物等に不備又は誤りが見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について原子力規制庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。	成果物納入後の検収について以下の規定を追記いただきたい。 ・検収期間は10日間とし、当期間中に文書による意義の申出がなければ検査完了（合格）とする。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。なお、当庁の契約書フォーマットでは、完了通知の受領後、10日以内に検査を行い、合格の上引き渡し又は給付を受けるものとしています。

「令和5～9年度放射性同位元素等規制法にかかる運用管理システムの更改及び運用保守」
 ※質問者が特定されるおそれがある質問・意見については、当庁で修正しておりますのでご承知おきください。
 資料名・ページ番号につきましても、必要に応じて、当庁で修正しております。

連番	資料名	ページ番号	記載内容	質問・意見	回答
39	調達仕様書	22	JIS Q 27001(又はISO27001)を基準とした認証を取得していること	要件定義書(案)p13 項hにISMAP管理基準に準拠する基準としてJIS Q27001と記載があります。請負者が利用するクラウドサービスがISMAPに準拠している場合、調達仕様書に記載のJIS Q 27001は請負者の保有を求めているものではないとの理解でよろしいでしょうか。	要件定義書においては、システムの構築に用いるクラウドサービスがJISQ27001(又はISO27001)認証を取得している場合は、その旨を明記することを求めています。調達仕様書においては、請負者の部門又は組織を対象としてJISQ27001(又はISO27001)認証の取得又は当該認証と同等の要件を有することを求めています。
40	調達仕様書	22	JISQ9001を基準とした認証を取得していること又は当該認証と同等の要件を有すること	JISQ9001を基準とした認証を取得していること又は当該認証と同等の要件を有することが望ましい。またJISQ9001を保有していない場合は、請負者が同等レベルのQMSを有していることを説明すること。	原案において「本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、JISQ9001認証を取得していること又は当該認証と同等の要件を有すること(当該認証と同等の要件を有することとする場合には、その根拠を明確に示し、PJMOの理解を得ること。)」としていることから、請負者がQMSを運用する組織体制を明確に示せば、JISQ9001認証の取得は必須ではございません。
41	調達仕様書	23	8. 3 提案の際に提出する資料 サプライチェーン・リスクに係る確認のため、本調達において導入する通信回線装置、サーバ装置、端末、プリンタ、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器、外部電磁的記録媒体及びクラウドサービスは、製造業者名、製造業者の法人番号、製品名及び型番等(以下「機器リスト」という。)について、提案書の提出期限までに提出すること。	クラウドサービス事業運営上の機密事項にあたる可能性があるため、機器(ハード/ソフト/ミドルウェア)等の構成やそれらの型番は開示出来ないクラウドサービスもあります。ついては、サービス名称のみとして機器リストの提出について取り下げを検討のほどお願い致します。	御意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりとします。 なお、システムの構成として、利用するクラウドサービスを明記いただければ問題ありません。クラウドサービス内で利用している機器等は提出不要です。
42	調達仕様書	28	2. その他 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。	調達仕様書 P20、7.2と同伴であれば削除いただきたい。	御意見を踏まえ、修正します。